2018年7月

国土交通大臣　石井　啓一　殿

人工呼吸器利用者の航空機搭乗を改善するためのお願い

特定非営利活動法人DPI（障害者インターナショナル）日本会議

議長　平野みどり

呼ネット〜人工呼吸器ユーザー自らの声で〜

代表　小田　政利

　私たちDPI（障害者インターナショナル）日本会議は全国97の障害当事者団体から構成され、障害の種別を越えて障害のある人もない人も共に生きるインクルーシブな社会（共生社会）の実現に向けて運動を行っています。

　本年5月にはバリアフリー法が改正され、現在旅客施設整備のガイドライン等の見直しが進められており、誰もが暮らしやすい社会の実現に寄与するものとして期待しております。

　一昔前と比べ多くの障害当事者が公共交通機関を利用できるようになってきましたが、航空機利用に関しては昨年6月の奄美大島の空港で発生した事案などトラブルを抱えることが他の交通機関と比べ頻繁にあります。とりわけ人工呼吸器ユーザーは航空機利用の際、毎回何かしかのトラブルを経験します。近年、人工呼吸器の軽量化、在宅医療の理解、２４時間介護保障の全国的広がりによって、病院ではなく地域で１人暮らしをする人工呼吸器ユーザーが増え、公共交通機関を利用する機会が多くなっています。

　この度私たちは人工呼吸器ユーザーが航空機を利用する際どのような課題に直面しているかを明らかにするため、呼ネット～人工呼吸器ユーザー自らの声で～に協力してもらい、アンケート調査を実施いたしました。調査の結果、早急に改善すべき課題が明らかになりましたので（アンケート結果は別紙参照）、以下の内容につきまして改善されるよう関係機関に働きかけてください。

要望項目

Ⅰ予約時

１、フライトの2週間以内の医者の診断書の提出が求められますが、提出期間を広げてください。

* 診断書が通らなければ、キャンセル料が取られる可能性があり、早割等で予約がしにくい状況です。

1. 人工呼吸器利用者が医療機器関係の情報提供を要求されるが、どんな情報が必要かホームページ等で事前に知らせるようにしてください。可能であれば使用してよい機械、バッテリーの規格を明記してください。

* 現状は予約しないと教えられないと言われます。必要な情報を呼吸器会社等に問い合わせるのに時間を要し、搭乗許可がフライト予定の前日の夜に連絡が来る時や、結局搭乗できなくなった場合などには、介助シフトなど生活サイクルにも多大な被害が生じます。

3、ストレッチャー関連

　（１）機内にストレッチャーを設置するための審査を早くしてください。

　　　　3ヶ月必要と言われたことがあり、利用の予定が立ちません。

　（２）ストレッチャーを設置する場合６席分の料金を請求されます。負担を軽減するよう対策を講じ

　　　　てください。

４、リチウムイオンバッテリーを医療機器に限って緩和してください。

　現在人工呼吸器をはじめ、多くの医療機器でリチウムイオンが利用されている。一般の電子機器等と

　同一の基準で考えないでください。

５、２度目以降の利用の場合には、診断書を簡略化してください。

人工呼吸器を使っていると、毎回医師の診断書の提出が必要となりますが、利用者情報が航空会社に登録されていれば、氏名、住所、年齢、性別、主治医、病名・病状、ADL、付き添いの必要性、他、ほぼすべての降雨目を、何度も書かずに済みます。また、利用者本人が記入する用紙についても、車いすのサイズや歩行の可否、バッテリーの種類など、何回も書くのは非常に負担です。前回利用時のデータと相違がないかだけの確認で済む項目については、簡略化してください。

Ⅱチェックイン時

1. 航空会社内、会社と空港等関係機関が連携するようにしてください。

　医療機器等の情報を事前に航空会社のカスタマーサービス（障害者担当）に伝えておいても、また同じことをチェックインカウンターや手荷物保安検査で聞かれることがあり、搭乗手続きに時間がかかりすぎ、その分早めに動かなければいけないという負担があります。また、フライト時間が遅れたりして他のお客様にも迷惑を掛けます。

２、障害や医療機器のことについては介助者ではなく本人に聞いてください。

本人を無視して介助者ばかりに話しかけるのは障害者差別です。

３、同意書を書かせることをなくしてください。

事前に診断書を提出して、搭乗可になっているにも関わらず、同意書をチェックインカウンターで書かされることがあります。

Ⅲ搭乗時

１、人工呼吸器等を利用している人の多くは最重度の障害者です。機内のアイルチェアーは軽度の障害者、高齢者を想定したものであり、重い障害がある人でも使える物を用意してください。

空港で用意されている車いすの殆どはヘッドレストがなく、両側面が外されてしまうので座位が取れません。ストレッチャー型のアイルチェアーが必要です。

1. 離発着時も必要がある場合はリクライニングできるようにしてください。

　離発着時は基本的にリクライニングを起こすように規定されているが、障害によっては常時リクライニングした状態でないと搭乗できない場合があります。

1. シップサイドまで自分の車椅子で行けるようにしてください。

　電動車いす使用者の場合、航空機への積み込みを効率的にするためチェックインカウンター等で空港の車いすに乗り移るように言われることが多くあります。空港の車椅子では座位が取れない障害者もいるということを理解してください。

Ⅳ機内

1. 座席にフットレストを付けてください。（取り外し式でも構わない。）もしくは荷物を足の下等におくことを許可してください。

　足がぶらぶらすると姿勢が非常に不安定になり、特に離着陸時は事故のもとになります。

1. 会社によって指定される座席が異なる場合（A社では一番通路側、B社では3列シートの真ん中）があり、航空会社間で統一の基準を作ってください。

可能であれば本人の希望する座席へ座れるようにしてください。

1. 医療機器を座席に固定するベルト等を用意してください。

　離発着時に呼吸器を介助者が膝の上に抱き抱えるように言われることがありますが、そうすると介助者が障害当事者の身体を支えられません。

1. 機内のコンセントを使わせてください。

　人工呼吸器ユーザーの多くはフライト時間等を考慮して十分な量の外付けバッテリーを携帯していますが、機内の電源を利用できれば呼吸器のバッテリーの節約に繋がり、到着先での行動がより自由になります。航空会社としては途中で電源が止まり、搭乗者に不測の事態が起こった際に、責任を負えないことは重々承知しています。あくまでも「充電」や「節約」のためであり、人工呼吸器等の稼働そのものにはバッテリーを使用することとしたうえで認めて下さい。

５、カーテンで囲えるレストスペースを設けてください。

　トイレが狭くて利用できず、水分摂取をひかえる場合が多い。フライトが長い場合、非常に危険です。

1. 広いスペースの席を作ってださい。

　足元に、人工呼吸器、吸引器、加湿器、酸素ボンベ、荷物など置く必要があるため、避難経路として非常に支障をきたし、大変危険です。

Ⅵその他

1. 航空会社や空港等の職員の重度障害者に対する接遇が向上するように当事者を交えた研修の実施を義務付けるようにしてください。

　人工呼吸器ユーザーが、その研修に協力できる準備があります。

1. 重度障害者の航空機利用がよりよく向上されるよう航空局等と直接話し合える場を設けてください。
2. 2018年7月末日までに検討内容等をご回答下さい。途中経過でも構いません。

以上、よろしくお願い致します。

連絡先

特定非営利活動法人DPI日本会議

〒101-0054  
東京都千代田区神田錦町3-11-8武蔵野ビル5階

TEL:03-5282-3730 FAX:03-5282-0017

Email:office@dpi-japan.org

担当：藤原勝也（DPI日本会議バリアフリー部会所属）

特定非営利活動法人メインストリーム協会

〒662-0844

兵庫県西宮市西福町9-3

TEL:0798-66-5122 FAX:0798-66-5133

Email:info@jpn.cilmsa.com